

吹田市公告第 5 4 4 号

令和 8 年 9 月 1 8 日付け吹田市公告第 5 3 1 号により公告した吹田市立各児童会館清掃業務に係る制限付一般競争入札の実施に係る公告の一部を下記のとおり訂正します。

令和 8 年 9 月 2 9 日

吹田市長 後藤 圭二

記

吹田市公告第 5 3 1 号中、2 0 契約の保証の内容を変更する。

20 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、本契約における契約金額の1年間当たりの額の100分の10に相当する額の契約の保証を付さなければならない。なお、契約期間中にスライド制度により、契約金額を変更した場合の契約の保証については、変更後の契約金額の1年間当たりの額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。